

住宅用火災警報器を設置しましょう！



平成23年6月から、全ての住宅に住宅用火災警報器（煙式）の設置が義務づけられました。
住宅火災から大切な命を守るため、住宅用火災警報器を設置しましょう！



○設置場所

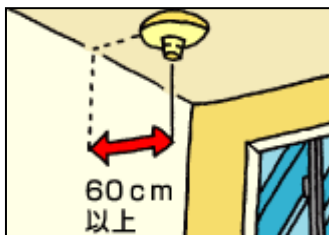
- ・寝室
- ・階段（寝室が2階以上にある場合）
- ・台所（設置義務はありませんが、万々に備えて設置するよう努めてください）

○取付け位置

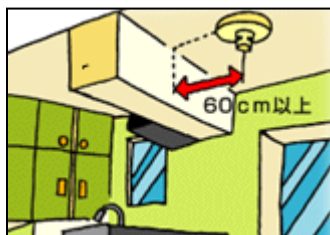
天井又は壁面



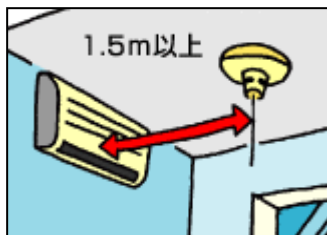
【天井の場合】



警報器の中心を壁から60cm以上離します

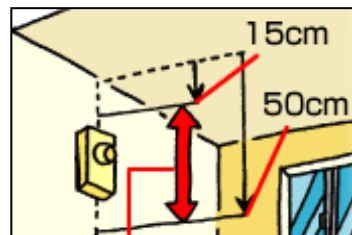


梁がある場合は、警報器の中心を梁から60cm以上離します



換気扇やエアコンの吹き出し口から1.5m以上離します

【壁面の場合】



天井から15~50cm以内に警報器の中心が来るように取付けます

悪質業者にご注意を！

住宅用火災警報器は、電気店やホームセンターなどでお買い求めいただけます。

消防署が業者に販売を依頼したり、消防署員が販売をしたりすることはありません

ので、悪質な訪問販売等による被害に遭われないように注意してください。



【お問合せ先】豊中市消防局予防課

TEL : 06-6846-8449